

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷
二〇一三年三月發行

克盃・克罍

齋
藤
加
奈

金文通解

克盃・克壘

齋藤加奈

器名 克盃（近出等） 大保盃（新收等）

克壘（近出等） 大保壘（新收等）

收藏

北京市・首都博物館

時代 西周早期（成王期）

著録

出土

一九八六年一〇月一四日―十一月三〇日にかけての發掘作業中、北京房山區琉璃河墓葬M1193から出土。

琉璃河遺跡は一九七〇年代より斷續的に何度かの發掘が行われており、今までに二〇〇座以上の墓葬が發見されているが、M1193はそれの中でも一座に四條の墓道がある大型の墓葬である。發見時この墓は既に盜掘を受けていたが、残されていた二〇〇餘件の隨葬物が出土しており、盃・壘・罍といった禮器、「成周」銘のある戈、「匱侯舞戈」銘のある戟、「匱侯舞」銘のある銅泡などを含む兵器・工具・馬具・裝飾品といった銅器、玉・骨・角・烏貝・漆などを材料とした多くの器物が見付かっている。

『北京琉璃河1193號大墓發掘簡報』（『考古』一九九〇年第一期二五―三〇頁）にて器影および銘文の拓本が發表された。

『近出殷周金文集録』（中華書局、二〇〇二年、九四二・九八七）

『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年、一三六七・一三六八）

考釋

① 殷璋璋・蘇秉琦・張長壽・陳公柔・王世民・李學勤・張亞初・劉雨・杜西松・劉起鈞「北京琉璃河出土西周有銘銅器座談紀要」（『考古』一九八九年第一〇期）

② 張亞初「太保壘、盃銘文的再探討」（『考古』一九九三年第一期）

③ 陳平「克壘克盃銘文及其相關問題」（『考古』一九九一年第九期）

④ 陳平「再論克壘、盃銘文及其相關問題」（『考古與文物』一九九五年

第一期)

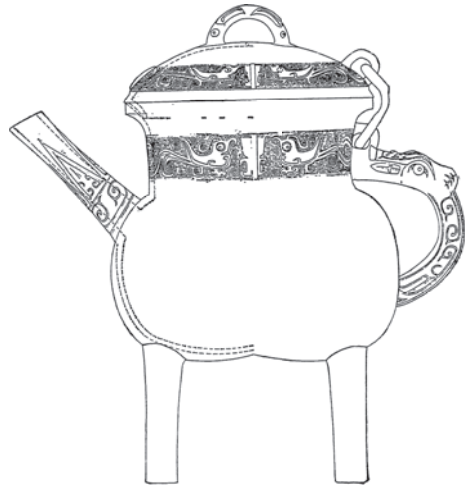
- ⑤陳平「初燕克器銘文“心”、“鬯”辯」〔北京文博〕一九九九年第二期
- ⑥方述鑫「太保壺、盃銘文考釋」〔考古與文物〕一九九二年第六期
- ⑦李學勤「克壺克盃的幾個問題」〔走出疑古時代〕遼寧大學出版社、一九九四年)
- ⑧劉桓「關於琉璃河新出太保二器的考釋」〔學習與探索〕一九九二年第三期)
- ⑨李仲操「燕侯克壺盃銘文簡釋」〔考古與文物〕一九九七年一期)
- ⑩杜迺松「克壺克盃銘文新釋」〔故宮博物院院刊〕一九九八年一期)
- ⑪朱鳳瀚「房山琉璃河出土之克器與西周早期的召公家族」〔遠望集——陝西省考古研究所華誕四十周年紀念文集〕陝西人民美術出版社、一九九八年)
- ⑫孫華「匱侯克器銘文淺見——兼談建燕及相關問題」〔文物春秋〕一九九二年第三期)
- ⑬殷璋璋「新出土的太保銅器及相關問題」〔考古〕一九九〇年第一期)
- ⑭楊靜剛「琉璃河出土太保壺、太保盃考釋」〔第三屆國際中國古文字學研討會論文集〕香港中文大學中國語言及文學系、一九九七年)
- ⑮任偉「西周燕國銅器與召公封燕問題」〔考古與文物〕二〇〇八年第二期)
- ⑯尹盛平『周原文化與西周文明』(江蘇教育出版社、二〇〇五年)
- ⑰陳絜「燕召諸器銘文與燕召宗族早期歷史的兩個問題」〔中國社會歷史評論〕第一卷、天津古籍出版社、一九九九年)

器制

克盃 通高 26.8 cm 口徑 14 cm

口がひろがり、蓋に接する部分は角張っている。前に注ぎ口、後ろに捉手があり、圓形で、頸部は内に窄まり胴部は鼓のような膨んだ形状をしている。やや分襠(器の腹が袋状に分かれている)で、襠の底は平らに近く、下に四條の圓柱足がある。蓋があつて、その上に半環形のつまみがある。つまみの兩端には各々一對の凸出した二つの目と角を組み合わせた獸面がある。つまみと捉手の間は鎖で繋がれていて、捉手は二つの目と二つの角がある獸首状に作られている。蓋と頸部に各々四組の鳥紋が飾られているが、鳥紋の長尾が分斷されていないという特徴がある。

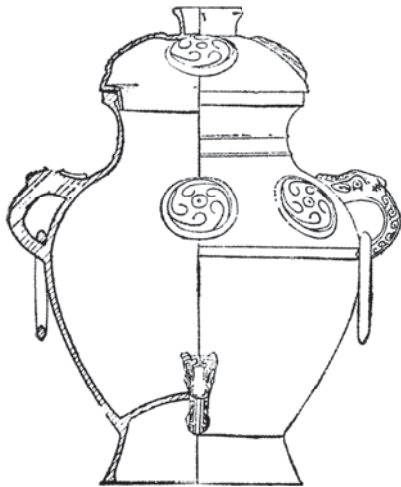




図・写真は近出から引用

克壺 通高 32.7 cm 口径 14 cm 雙耳間の距離 27.2 cm

口は狭く、なだらかで蓋に接する部分は角張っている。頸は短く、なで肩で、胴部は鼓のような膨んだ形状で下部がやや窄まり、比較的短く外に広がった圈足（圓形の高臺）がある。蓋があり、蓋の上には圓形の捉手がある。肩部に獸首状の、半環形で耳が二つ付いたリングの嵌った捉手がある。下腹部には一つの獸首形の出っ張りがある。頸部に凸弦紋が二周、上腹部に凹んだみぞが一周あり、器蓋に四つ、肩部に二つずつ分かれて對稱的な圓渦紋が付いている。



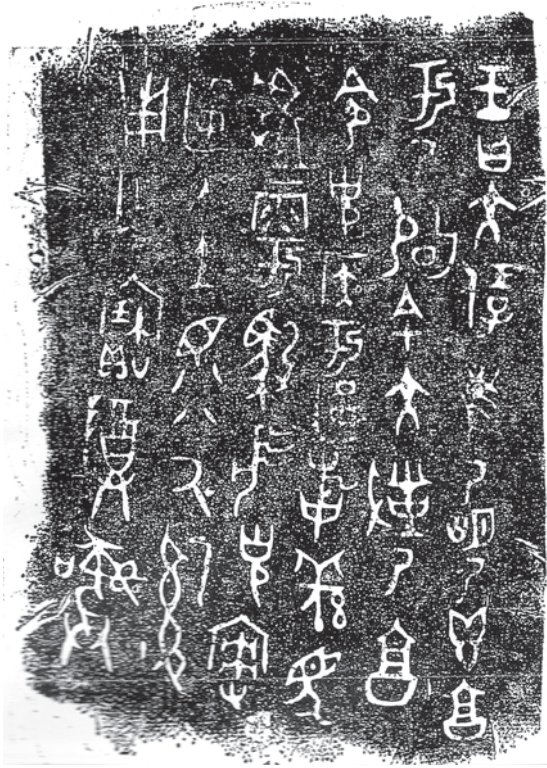
図・写真は近出から引用



銘文

罍は蓋の内側と器の内壁沿いに同内容の銘文が各四三字、盃は蓋の内側と器の内側沿いに罍と同じ内容の銘文がある。四種とも同じ内容だが一行ごとの文字数は異なっており、異體字も多い。

王曰、「大(太)保、(唯)乃明(盟)乃鬯、享𠄎(于)乃辟。余大對乃言(享)、令(命)克戾(侯)𠄎(于)匱(燕)、旻(事)絲(羌)・馬・𠄎(霽)・馭(微)。克束(來)匱(燕)入(納)土眾(逮)又(有)嗣(司)。用作(作)寶尊彝。」





罍蓋銘『近出殷周金文集録』九八七





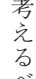


盃蓋銘『近出殷周金文集録』九四二

王曰、大(太)保、佳(唯)乃明(盟)乃鬯、享𠄎(于)乃辟。

大保は文献にも見られる周初の太保・召公奭のこと。明と鬯の読み方は、祭名と釋する②張亞初や③④⑤陳平・⑥方述鑫らの説と、太保の人柄に對する形容と解する⑦李學勤・⑧劉桓・⑨李仲操・⑩杜迺松・⑪朱鳳瀚・⑫任偉らの説など、大きく分ければ二種が存在し、それぞれ明は盟、鬯は心(李學勤)、暢(杜迺松)とも解される。

鬯の一般的な字形がであるのに對し、心はである。

問題の字は克盃・克罍の器蓋と器腹に計四字が存在するが、③陳平の指摘では盃は蓋・腹とも、罍は蓋がと腹がという字形となっている。盃の字は心字にも多少類似しているが、いずれも鬯字の省略と考えるべきであろう。鬯とは香酒のことであり、甲骨文では祭名としても用いられる。

盟を②張亞初は肉食の祭、鬯を酒祭と想定しており、また⑫孫華は盟を祭祀品の名稱が祭名に變化したものといい、③④⑤陳平は盟誓を行ふことと解釋している。

鬯を心ではなく鬯と読み、かつ明字を盟祭ではなくそのまま明と讀む立場としては、「汝は明（形容詞）」と読み、その部分で文を區切る⑬殷璋璋・⑭尹盛平・⑮楊靜剛らの説と、明を明堂で行う祭と解する⑯方述鑫などがあるが、「乃明乃鬯」が對句表現に見えることから、②張亞初の言う明・鬯の字義が相近い、或いは相對的であるに違いないという主張は妥當である。ここでは明（盟）・鬯ともに祭名を列挙しているとする立場を取りたいが、盟祭が具體的にどのようなものであるかはこの文だけでは判斷し難い。

文中に四處ある乃字は、助字の「すなはち」と讀むべきか、或いは二人稱主格「なんち」は、二人稱領格「なんちの」、副詞「ここに（おいて）」など、讀み方に諸説あつて判然としない。同様の文例は『尚書』の大禹謨「乃聖乃神、乃武乃文」、君牙「惟乃祖乃父」、『毛詩』小雅・鴻鴈之什・斯干「乃安斯寢、乃寢乃興」などが存在する。大禹謨・斯干は加藤常賢、石川忠久、高田眞治などの和譯では共に乃を「すなは

ち」と釋しているが、大禹謨の文を⑩杜迺松は「汝は聖（後略）」と二人稱主格として讀んでおり、また斯干に關して王引之は『經傳釋詞』で「斯はなほ乃の如きなり、斯もまた乃なり、互文のみ」と言い、乃もまた斯と同じく「ここに」と讀むべきであると示唆しているなど、人によって解釋は異なっている。君牙における乃は前後の文脈からも「なんちの」の意で用いられていると判斷出来る。

西周金文の用例においては、君夫簋（集成四一七八）「價求乃友」【汝の友に價求す】、召鼎（集成二八三八）「令（命）女（汝）啟（賡）乃且（祖）考嗣（司）卜事」【汝に命じて汝の祖考をつぎ卜事を司らしむ】など二人稱領格と讀む例が大半であるが、西周早期の芻簋（『文物』二〇〇九年第二期）「乃令（命）芻鬲（司）三族、爲芻室」【すなはち芻に命じて三族を司らしめ、芻の室と爲さしむ】、西周中期の史密簋（近出四八六）「乃執鬲（鄙）寬亞」【すなはち鬲（鄙）寬亞を執る】、西周晩期の噩侯鼎（集成二八一〇）「噩（鄂）辰（侯）駿（馭）方内（納）壺于王、乃鞞（裸）之」【鄂侯馭方壺を王に納め、すなはちこれを裸す】、五年琯生尊（『文物』二〇〇七年第八期）「其跣（兄）公、其弟乃余」【その兄は公、その弟はすなはち余】など乃を「すなはち」の意で讀める用例が他にも複数あること、特に西周早期の芻簋の事例を鑑みて、本器の作られた西周早期には既に乃を助字として用いていた可能性が高いと考えられる。本器でも「乃」を助字の「すなはち」と讀むことに問題はないと考える。

辟字の形状はやや特殊だが、西周早期の辟東作父乙尊（集成五八六九）の字形に近い。辟とは『爾雅』釋詁に「君なり」とあり、

君主のことである。⑥方述蠡や⑭楊靜剛は『尚書』文侯之命「汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人」【汝はじめて文武にのつとり、もつて汝の辟を會紹し、前の文人を追孝せよ】などを根據に先王のことであると云うが、文侯之命の文からも特に辟が先王と限定されるようには讀めず、ここでも當世の周王を指すと考えて矛盾はない。

享とは獻上物を受けるといふ意がある他、『爾雅』釋詁「會人」に注して「獻食物曰享」【食物を獻するを享と曰ふ】とあり、この文においては獻上するの意で用いられている。最初に太保による盟祭と鬯祭を行い、その享に應えるという答禮の形式を用いて封建儀禮が行われたのである。他の封建を記す銘文中では省略されているが、ここで燕の封建だけでなく、受封者（或いはその關係者）による盟祭・鬯祭がひろく一連の封建儀禮の中に組み込まれていた可能性も存在する。

余大對乃言（享）、令（命）克戾（侯）玆（于）匱、

匱は燕國のことである。

この銘文中で最も重大な問題は、文中で王に任命されている受封者が誰かということであろう。目下のところ、受封者が太保（召公）であり、克は助動詞として「よく」などと讀むべきであると考える説（①③殷璋璋・②張亞初・①劉起鈇・⑧劉桓・⑥方述蠡・⑭楊靜剛など）と、克を人名とし、召公の長子で初代燕侯であると考える説（①張長壽・①陳公柔・①王世民・①劉雨・①⑩杜迺松・①⑦李學勤・⑤陳平・⑪朱鳳翰・⑨李仲操・⑫孫華・⑬陳黎・⑮任偉・⑯尹盛平など）とが

併存しているが、作器年代は概ね成王期で諸説一致している。

この器を成王期の作と考える根據は複数存在している。①陳公柔などは、『尚書』君奭序のいう「召公爲保、周公爲師、相成王爲左右」【召公保となり、周公師となり、成王を相け左右となる】や『史記』燕召公世家の「其在成王時、召公爲三公。自陝以西、召公主之」【それ成王の時に在りて、召公三公となる。陝より以西、召公これをつかさどる】、『史記』周本紀「成王既遷殷遺民：召公爲保、周公爲師、東伐淮夷、殘奄、遷其君薄姑」【成王既に殷の遺民を遷し：召公保となり、周公師となり、東のかた淮夷を伐ち、奄を殘し、其の君薄姑を遷す】などの記述から、成王期に初めて周公が太保の位に任命されたと考え、銘文中に「太保」の語が使われているこの器が成王期の作であるとする。

また⑪朱鳳翰は、克盃・克壘の發現した琉璃河 M1193 墓から「成周」と記された戈（近出一〇九七）が併出していることに著目し、同墓が少なくとも成周建成（『今本竹書紀年』では成王五年）より後に作られた證左であると考える。また、⑯尹盛平は器形に著目し、蓋沿と頸下にある大鳥紋の長尾が分斷されていない、この種の鳥紋は武王期には存在せず、成王期に初めて出現したものであると指摘している。

作器者すなわち受封者は召公本人ではなく克という名の召公の子であると釋する方がより妥當であるように思われる。一九七五年琉璃河 M253 から出土した董鼎（集成二七〇三）では「匱（燕）戾（侯）令（命）董、饌（飴）大（太）保玆（于）宗周。庚申、大（太）保賞董貝、用乍（作）大子癸寶罍燿」【燕侯董に命じ、太保を宗周において飴いせしむ。庚申、太保董に貝を賞し、もつて大子癸の寶罍燿を作る】

といい、董の主人である燕侯とは別に太保（召公）が宗周に在任し、使者である董を勞っていることが出来る。召公は長命で康王の在位時まで生きたとする傳承が存在し、『尚書』顧命でも「成王將崩、命召公畢公、率諸侯相康王、作顧命」【成王將に崩せむとするに、召公・畢公に諸侯を率ゐて康王を相けむことを命じ、顧命を作る】と、畢公と共に成王から後事を託されたと記されている。

宋の裴駟による『史記』燕召公世家・集解には「亦以元子就封、而次子留周室代爲召公。至宣王時、召穆公虎其後也」【亦た元子を以て就封せしめ、而して次子周室に留まり代よ召公たり。宣王の時に至り、召穆公虎は其の後なり】といい、召公が燕に赴かずその長子が封建されたという後代の説が以前から存在したが、克盂・克罍の銘文によってその可能性がより高くなった。周公の魯においても、『史記』魯周公世家「於是卒相成王、而使其子伯禽代就封於魯」【ここに於いて卒に成王を相け、而るに其の子伯禽をして代はりに魯に就封せしむ】、『毛詩』魯頌・閟宮「王曰、叔父、建爾元子、俾侯于魯。大啓爾宇、爲周室輔」【王曰はく、叔父よ、爾の元子を建て、魯に侯たらしむ。大いに爾の宇を啓き、周室の輔となれ】の記述から、周公の長子である伯禽が魯侯として封建されたことが明らかとなっている。

旃（事） 繇（羌）・馬・馭・霽（雩）・馭・微。

旃は事、或いは吏と字釋出來、「つかへしむ」または「吏たらしむ」と讀むことが出来る。どちらでも文意は通るが、ここでは事と釋して

おく。羌から微（或いは馭）までは民族名を列挙しているが、彼らは領土と共に克へと賜與された人々である。木村秀海「西周時代の身分制」（『關西學院史學』第三九號、二〇一二年）では、梵作周公簋（集成四二四一）の州人・重人・墉人を賜與する例、宜侯矢簋（集成四三二〇）の宜王人十又七姓・鄭七伯・盧千又五十夫・宜庶人六百又十六夫を賜與する例などを根據として、采土の賜與や諸侯の封建の際には土や庶民の階層からなる邑人が賜與されていたことを明らかにしている。また同論文では大孟鼎（集成二八三七）の「鄧（遷）自畢（厥）土」【厥の土より遷せ】を根據に、賜與された邑人が新たな封地に移住させられていることを述べている。

羌方や馬方は殷の西方に居住する敵對民族として甲骨文に頻見しており、文獻においても、『尚書』牧誓に「王曰『嗟我友邦冢君・御事・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏・千夫長・百夫長、及庸・蜀・羌・鬻・微・盧・彭・濮人、稱爾戈、比爾干、立爾矛、豫其誓』」【王曰はく『あ我が友邦冢君・御事・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏・千夫長・百夫長、及び庸・蜀・羌・鬻・微・盧・彭・濮の人、爾の戈をあげ、爾の干をならべ、爾の矛を立てよ。豫それ誓はむ』と、諸民族が周に協力し殷との戦に参加したという記述が見える。

馭・霽・馭・微のうち、馭は甲骨に見える虜方と同じものと考えられ、現にⅢ期卜辭中では馭字に作られているものも見える。牧誓の盧（疏で東蜀之西北とされる）であるとも言われるが、殷代の「夨馭」銘が記された青銅器一九件は一九八一年山東費縣で出土したと傳えられており、馭が東國であった可能性も十分に存在する。

微は甲骨文に𠄎・𠄎・𠄎の字形で頻出する。微兵や征伐対象としての用例が見られ、その居住地はⅠ―Ⅴ期を通して敵對方國との戦いの前線となっている。牧誓の疏に「微在巴蜀者」【微は巴蜀に在る者】と言ひ、今の重慶に居住していた民族とされているが、考古學的資料による文化の傳播状況を鑑みると當時の殷の勢力が四川にまで及んでいた可能性は低い。Ⅲ期では𠄎(微)方を征伐するのに𠄎(微)を用いようとする用例(合集二七九六「東微用𠄎于之、戕𠄎方不雉」)があり、𠄎の近隣にあった方國である可能性が高い。西周期の史牆盤(集成一〇一七五)には微氏の祖先が周武王の時代に服屬したという記述がある。西周中期の微伯鬲(集成五一六一―五二〇)微仲鬲(集成五二一)微伯癘匕(集成九七二・九七三)などはいずれも陝西省の扶風縣や寶鶏市から出土しており、西周期以降は微の指導者層の一族が周の畿内に住む貴族となることが確認出来る。『路史』

國名紀には今の岐山眉縣が微氏の封地であるとされている。馭は、①陳公柔・③殷璋璋は殷代の御方と考えている。古代においては馭と御は通用する字であるので、ある程度の説得力はあるように思われる。御方は主にⅠ期の甲骨文中に登場する。「𠄎賓卜賓貞、令多馬・羌・御方」(合集六七六一)などの文例が見えることから、馬や羌と同じ括りで認識されていた異民族であると思われる。

⑬殷璋璋は雩を殷代の孟方、①陳公柔は周代邗國と考えている。邗國は『左傳』杜注に河内野王縣西北にあるといい、王國維は『觀堂別集』「殷墟卜辭中所見地名考」の中で邗と殷代の孟が同じものであると考えており、殷説と陳説は同説と見なして良いかもしれない。①王世民

は雩を鄆(漢の右扶風鄆縣、『漢書』地理志注「古國有扈谷亭、卽夏啓所伐有扈國也」【古國に扈谷亭有り、卽ち夏啓の伐ちし所の有扈國なり】)の略字であるとしている。

また、雩を民族名と見なさない⑩杜迺松の説もある。金文に頻見する他の雩字が族名としてではなく介詞(于)として使用されていることから、それなりに説得力を有しているように思われる。杜説では馭長(微)を地名とし、上記の民族をその地に移住させたと解釋している。

これらの族名は殷代甲骨に頻見する一方で、姜姓諸侯や微伯一族など貴族の姓氏としての用例を除けば、西周以降では民族名として使われる例が極端に少ない。克殷や三監の亂、踐奄などを通じ新たに周の支配下に入った諸族は、封建やそれに伴う移住などを経て、各々が周に屬する大夫・士・庶人として新たな身分制の中に組み込まれていったと考えられる。特にこの銘文で殷代と共通する族名が複数見えるのは、周の支配體制が成立して間もない、各民族が政治・文化的に混交していく過渡期であった周初という時代を反映しているであろう。

克來(來) 匱入土眾(逮) 又(有) 𠄎(司)。用乍(作) 寶隣彝。

Ⓖ、或いは下に止を加えたⒼ字は隸定が難しいが、文脈から判断すれば就封する、赴くなどに類する意味の動詞であると推測出来る。Ⓖ字に止を加えることで、移動に関連した語句であることを強調しているとも考えられる。

⑫孫華はⒼを寔と釋し、『說文解字』「寔、居之速也」、「毛詩』鄭風・

遵大路「無我惡兮。不寔故也」の疏「傳寔速。正義曰釋詁文舍人曰寔意之速」【傳、寔は速きなり。正義曰はく、釋詁文舍人寔の意速く之くと曰ふ】などの用例から、速く燕の封地へ赴き就國するの意であるとする。また⑩杜迺松は宅(宀)の異體字であると釋し、矧尊(集成六〇一四)「佳王初鄩宅于成周」の用例を引き、その類似を述べている。①李學勤は疆垂の垂(垂)と釋し、燕の疆界のような意味であるとしている。②張亞初は寔と釋し、『說文解字』「寔、綴聯也」により綴聯・中止の意とする。①張長壽は寔(疾・侯)の異體字と釋し、また⑤任偉は(寔)の異體字と釋す。

字形を見る限り、李學勤の垂說以外の諸説はいずれも従い難く、また垂は字義を鑑みるに文中の動詞の意味では釋讀し難い。宀の下の部分(來)字にやや近く、その訛變したものであるように見えることから、ここでは來と隸定し「きたる」の意味であると釋すことにする。

耐字の前にある一字は、疊蓋では卍(厥)、盃蓋では又(有)字となっており、一方が字形の類似による書き間違いであると考えられる。司は文中では燕國の官吏を指す語となっているが、有司という語は文獻や他の金文中でも頻見される語句である一方、厥司という語は他に例が見られない。よって、ここでは有司と字釋するのが妥當である。眾は、作册令方尊(集成六〇一六)・作册令方彝(集成九九〇一)に見える「眾卿事寮眾者尹、眾里君眾百工、眾者(諸)侯侯田男」と同様の表現であり、以下の者と共にそれを行う、ということである。

訓讀

王曰はく「太保、これすなはち盟し、すなはち盟し、汝の辟に享す。余大いに汝の享にこたへ、克に命じて燕に侯たらしめ、羌・馬・馭・零・馭・微をつかへしむ」。克燕に來たりて土に入るに有司とともにす。もつて寶尊彝を作る。

現代語譯

王が仰るには「太保よ、お前は盟祭し盟祭し、それをお前の君主へ捧げた。私は大いにお前の捧げ物に答えて克を燕國の侯に任命し、羌・馭・零・馭・微を仕えさせることとする」。克は燕へと赴き、官吏と共に領地へと入った。それにより寶尊彝を作ることとした。

參考

著録集に収録されている、銘文の記された琉璃河遺跡出土青銅器は全六三個(集成に三九個、近出・新收に共通して著録されているもの一六個、近出にのみ見えるもの六個、新收にのみ見えるもの二個)あるが、そのうち克疊・克盃と同じM103から出土したものは

- ・ 匜侯舞戟(近出一一二七、新收一三六三)「匜侯舞戈」※簡報によると出土戟四個
- ・ 成周戈(近出一〇九七・一〇九八、新收一三六四・一三六五)「成周」
- ・ 匜侯戈(近出一〇七九、新收一三六六)「匜侯」
- ・ 匜侯舞銅泡(近出一二五三、新收一三六九)「匜侯舞易」
- ・ 匜侯舞銅泡(近出一二三四一、新收一三七〇)「匜侯舞」※簡報に

よると出土銅泡は一八個

と、克器以外はいずれも文字数の少ないものである。

匱侯舞は西周早期の匱(燕)侯の名であると考えられるが、M1193の他にもM252から匱侯舞の名が見える銅泡が発見されており、ただちに舞がM1193の被葬者であるとは断言し難い。『史記』燕召公世家は召公より恵侯に至る九世の名が失われていると記しており、舞と克の関係も明らかでないことから、克がM1193の被葬者であると結論付けることも同じく難しいと思われる。

燕國に關係する克・舞以外の西周早期の人物として、匱侯旨作父辛鼎・匱侯旨鼎の作器者である匱侯旨がいる他、清の道光・咸豐年間に山東省壽張縣から発見された梁山七器のうち審作父辛卣・伯憲盃・伯蘇卣に共通して名の擧がる匱伯父辛(父辛)が或いは匱侯旨作父辛鼎の父辛と同一人物で、審・伯憲・伯蘇の三人がいずれも匱侯の一族であると見なす説が舊來は有力であった。

・匱侯旨作父辛鼎(集成二二六九)

匱(燕) 夙(侯) 旨乍(作) 父辛罍

・匱侯旨鼎(集成二六二八)

匱(燕) 夙(侯) 旨初見事于宗周、王賞旨貝廿朋、用乍(作) 又

(有) 始(妣) 寶罍彝

・審作父辛卣(集成五三一一)

審乍(作) 父辛罍彝、匱(亞兪)

・伯憲盃(集成九四三〇)

白(伯) 審(憲) 乍(作) 匱(召) 白(伯) 父辛寶罍彝

・伯蘇卣(集成二四〇七)

白(伯) 蘇乍(作) 匱(召) 白(伯) 父辛寶罍鼎

西周燕國の世系については、白川靜が『金文通釋』で諸器を成王期後半の作とし匱侯旨ら四人を召公の同輩行・群弟と考えている他、M1193の發掘後は前述の⑦李學勤や、朱鳳瀚「房山琉璃河出土之克器與西周早期的召公家族」(『遠望集』陝西省考古研究所華誕四十周年紀年文集) 陝西人民出版社、一九九八年)、任偉「西周早期金文中的召公家族與燕君世系」(『中國歷史文物』二〇〇三年第一期)「西周金文與召公身世之考證」(『鄭州大學學報』二〇〇二年第九期)、趙庭秀「早期燕國的世系與疆域探幽」(『河北學刊』一九九三年第四期)、曲英傑「周代燕君世系考辨」(『史林』一九九六年第四期)「周代燕國考」(『歷史研究』一九九六年第五期)などが、克或いは舞を含めての考察・検討を行っている。

李學勤をはじめ召伯父辛を「召伯」「父辛」の二人の人物であると考へ、召伯がすなわち召公、父辛が克に相當し、旨・伯憲・伯蘇の三人が克の子であるとしていたが、後に考へを改め「論高青陳莊器銘」文祖甲齊公」(『東嶽論叢』二〇一〇年第一〇期)および「三代文明研究」(商務印書館、二〇一一年)においては後述の任偉説を參照し、召伯父辛と克を兄弟とし大保衛(集成二三七二・集成一〇九五四など)を

系圖に加えた新たな説を述べている。

朱鳳瀚は召伯父辛が召公その人で、克（第一代燕侯）・旨（第二代燕侯）・伯憲（召氏宗子）・伯蘇（召氏分族の祖）の四人が召公の子であると考えている。

任偉は「西周早期金文中的召公家族與燕君世系」中で白川説、陳夢家『西周銅器斷代』に代表される召伯父辛が召公で旨が初代燕侯であるとする舊來の説、前出の朱鳳瀚説、舊李學勤説などを各々検討した後、召公が他器では公・太保・保としか呼ばれていないことなどを根據に、自説として召公の子が克（初代燕侯）と召伯父辛で、旨（第二代燕侯）は克の子、伯憲（召氏）は召伯父辛の子、伯蘇は克と召伯父辛の弟の子であると比定している。

趙庭秀は克を人名と見なさない説に則り、M1193の墓主が燕侯舞（第二代燕侯）で且つ初代燕侯である旨の子であると考える。

曲英傑は召公—克—舞（父辛）—旨という親子關係を想定し、匱侯旨作父辛鼎の父辛は梁山七器に見える召伯父辛とは別人であると考へ、またM1193の墓主を舞とし、克豊・克盃は父から傳わったものと推測している。



白川靜説



李學勤説 (舊)



李學勤説 (新)



朱鳳瀚説

任偉説



趙庭秀説

曲英傑説

以上の各説の中では、李學勤説（新）・朱鳳瀚説・任偉説・曲英傑が比較的強い説得力を有していると思われる。特に曲英傑説はすつきりとした關係となっており理解し易いが、梁山諸器の作成年代は器制から鑑みて一般に康王期とされることが多く、同時代の匱侯旨作父辛鼎と全く關係がないのかについては疑問が残る。もし父辛と召伯父辛が同一人物で伯蘇らが燕侯の一族であったとしても、類別的親族名稱を用い甥である彼らが叔父である父辛を父と呼稱することは特に不自然ではない。

いずれの説が正しいかについては文献による證據が存在しない以上、新しい出土資料が発見されるまでは未だ確定し難い。